

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用） （C-7500）</p> <p><b><u>I 税関事務管理人届出書の記載要領等</u></b></p> <p>届け出る税関事務管理人が納税管理人を兼任しない場合は、標題の「（消費税等納税管理人届出書兼用）」及び本文中の「国税通則法第117条第2項」を2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>「<b>税関長</b>」欄には、届出先税関長名（例えば、「東京税関長」等。）を記載する。</p> <p>なお、二以上の税関に対して同一の届出をするときは、それらの税関長名を「<b>税関長</b>」欄に列記し、それらの税関に所属する官署のうちのいずれかに提出することとして差し支えない。</p> <p>（削除）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用） （C-7500）</p> <p>（新設）</p> <p>届け出る税関事務管理人が納税管理人を兼任しない場合は、標題の「（消費税等納税管理人届出書兼用）」及び本文中の「国税通則法第117条第2項」を2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>「<b>税関長</b>」欄には、届出先税関長名を記載する。</p> <p>なお、二以上の税関に対して同一の届出をするときは、それらの税関長名を「<b>税関長</b>」欄に列記し、それらの税関に所属する官署のうちのいずれかに提出することとして差し支えない。</p> <p><u>また、既に届け出た税関事務管理人に係る届出事項の一部について変更がある場合（当該税関事務管理人を他の税関に対しても届け出る場合を含む。）は、後に届け出る際の届出書において先に届け出た際の届出書と同一の記載となる欄（「届出年月日」、「税関長」及び「届出者の氏名又は名称」欄を除く。）については、先に届け出た際の届出書（交付用）の写しを添付することにより、記載を省略して差し支えない。この場合において、先の届出が電子情報処理組織（NACCS）の汎用申請により行われたものであるとき（先の届出書に受理印がないとき）は、先の届出書の写しに、その汎用申請業務により通知された当該届出書の受理番号のほか「（汎用申請）」と記載することとする。</u></p> <p><u>届出者と税関事務管理人との間の委任契約等の内容を明らかにする書類についても、先に届け出た際と同一の書類である場合には、「届出者と委任契約等がある場合には、その内容」欄にその旨及び受理番号等を付記することにより、後に届け出る際には当該書類の添付を省略して差し支えない。</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>〈届出者に関する記載事項〉  「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所を記載する。届出者が法人である場合には、原則として法人名義上の住所又は居所（法人登記上の本店の所在地等）を記載することとする。  「職業又は事業内容」欄には、日本との輸出入に関連する又は日本国内における職業又は事業であって、税関事務管理人に処理させる税関関係手続等との関係が分かるように記載する（例えば、「〇〇（貨物の種類）の輸入販売業」等。）。</p> <p>〈税関事務管理人に関する記載事項〉  （省略）</p> <p><b>II 届出事項の一部を変更する場合の記載要領等</b>  <u>先の届出（変更を届け出たことがある場合には、その届出を含む。以下同じ。）に係る届出事項の一部について変更がある場合（届出先の税関を追加する場合を含む。）は、当初届け出た税関に対して提出することとする。</u>  <u>当該変更の際に届け出る届出書の標題には「（変更）」と付記することとし、記載に当たっては前記Iの「税関事務管理人届出書の記載要領等」に準ずるものとするが、先の届出に係る届出書と同一の記載となる欄（「届出年月日」、「税関長」及び「届出者の氏名又は名称」欄を除く。）がある場合であって、当該届出書（交付用）の写しを添付することにより、当該欄の記載内容が明らかとなる場合には、その添付をもって記載を省略して差し支えない。</u>  <u>「参考事項」欄には、当該変更に係る欄名及び先の届出に係る届出書の受理番号を記載する。また、先の届出が電子情報処理組織（NACCS）の汎用申請により行われたものであるときは、配信された「許可・承認等通知情報」の税関通信欄に税関が記載した番号が受理番号となる（汎用申請受理番号の記載は要しない）ことに留意し、これらに加えて「（汎用申請）」と記載することとする。</u>  <u>なお、届出者と税関事務管理人との間の委任契約等の内容を明らかにする書類が、先の届出の際と同一の書類である場合には、「届出者と委任契約等がある場合には、その内容」欄に、その旨を付記することにより、当該書類</u></p>	<p>〈届出者に関する記載事項〉  「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所を記載する。届出者が法人である場合には、原則として法人名義上の住所又は居所（法人登記上の本店の所在地等）を記載することとする。  「職業又は事業内容」欄には、日本との輸出入に関連する又は日本国内における職業又は事業であって、税関事務管理人に処理させる税関関係手続等との関係が分かるように記載する（例えば、<u>税関事務管理人に輸入申告を行わせる場合には</u>、「〇〇（貨物の種類）の輸入販売業」等。）。</p> <p>〈税関事務管理人に関する記載事項〉  （同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>の添付を省略して差し支えない。</u></p> <p>関税定率法関係</p> <p>製造用原料品等の譲渡届（T-1170）</p> <p>「数量」欄には、製造用原料品の輸入許可書（特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下同じ。）に記載されている数量のうち、譲渡しようとする数量を記載する。</p> <p>「<u>軽減又は免除を受けた関税の額</u>」欄には、<u>製造用原料品</u>の輸入許可書に記載されている「減免税額」のうち、譲渡しようとする数量に対応する減免税額を記載する。</p> <p>「<u>当該貨物が置かれている場所</u>」欄には、製造用原料品が実際に蔵置されている場所を記載する。</p> <p>「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る製造用原料品を譲渡しようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲渡先の承認工場における用途を記載する。</p> <p>特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に<u>特例申告書</u>の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。</p>	<p>関税定率法関係</p> <p>製造用原料品等の譲渡届（T-1170）</p> <p>「数量」欄には、製造用原料品の輸入許可書（特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下同じ。）に記載されている数量のうち、譲渡しようとする数量を記載する。</p> <p>「<u>軽減又は免除を受けた関税の額</u>」欄には、<u>製造用原料</u>の輸入許可書に記載されている「減免税額」のうち、譲渡しようとする数量に対応する減免税額を記載する。</p> <p>（新設）</p> <p>「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る製造用原料品を譲渡しようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲渡先の承認工場における用途を記載する。</p> <p>特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に<u>特例申告</u>の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。</p>